

現場代理人の常駐義務緩和の運用について(改定)

市で運用しています現場代理人の兼任について、建設業法施行令の改正に伴い、令和7年2月14日から以下のとおり取扱いを変更するものとします。

- 市又は県南広域本部(八代地域振興局)の工事で、3件以内まで兼任可。
- すべての工事を対象とし、1件当たり4,500万円未満の工事(建築一式工事は9,000万円未満)。
- ただし、市の舗装工事のみを専任とする現場代理人にあっては、特に5件まで兼任可。

新旧対照表

改定後	現行
<p>○市又は県南広域本部(八代地域振興局)の工事で、3件以内まで兼任可。</p> <p>○すべての工事を対象とし、1件当たり<u>4,500万円未満</u>の工事(建築一式工事は<u>9,000万円未満</u>)。</p> <p>○ただし、市の舗装工事のみを専任とする現場代理人にあっては、特に5件まで兼任可。</p>	<p>○市又は県南広域本部(八代地域振興局)の工事で、3件以内まで兼任可。</p> <p>○すべての工事を対象とし、1件当たり<u>4,000万円未満</u>の工事(建築一式工事は<u>8,000万円未満</u>)。</p> <p>○ただし、市の舗装工事のみを専任とする現場代理人にあっては、特に5件まで兼任可。</p>